

坂出市週休 2 日工事実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、建設現場における現場閉所による週休 2 日（月単位の週休 2 日または完全週休 2 日）の確保に向け、実施する坂出市週休 2 日工事（以下「週休 2 日工事」という。）の推進に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 週休 2 日工事を実施する対象は、坂出市において発注する設計金額が 2 0 0 万円以上の建設工事のうち、発注者が指定した工事とする。ただし、応急対応工事等の緊急対応が必要な工事または工事の施工条件、施工期間等で制約があるなど、週休 2 日の実施が困難な工事を除く。

(対象期間の定義)

第 3 条 この要綱において「対象期間」とは、現場着手日から竣工日までの期間（年末年始休暇 6 日間および夏季休暇 3 日間を除く。）をいう。ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が事前に対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらずに現場作業等を余儀なくされる期間など）は含まない。

(週休 2 日の定義)

第 4 条 この要綱において「月単位の週休 2 日」とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の休工を行ったと認められる状態をいう。

2 この要綱において「完全週休 2 日」とは、対象期間において、原則として、1 週間のうち土曜日および日曜日を休工日としたと認められる状態をいう。

(4 週 8 休の定義)

第 5 条 この要綱において「月単位の 4 週 8 休」とは、対象期間内の全ての月毎に、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が 2 8 . 5 %（8 日／2 8 日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 2 8 . 5 %に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（2 8 . 5 %）以上を達成しているものとみなす。

(休工の定義)

第 6 条 この要綱において「休工」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて

1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（休工日の確保）

第7条 受注者は、対象期間において、4週のうち8日以上（完全週休2日の場合は、原則として、1週間のうち土曜日および日曜日）を休工日としなければならない。ただし、災害時の緊急対応および品質管理、安全管理等のために継続して行わなければならない作業は、この限りでない。

2 受注者は、休工日の振替を行うことができる。ただし、完全週休2日の場合においては、やむを得ず土曜日または日曜日を休工日にできないときは、前後7日以内の土曜日または日曜日以外の曜日に休工日の振替を行うものとする。

3 降雨、降雪等予定外の休工日は、休工日数に含めるものとし、完全週休2日の場合においては、前後の土曜日または日曜日と振替を行うことができるものとする。

（入札公告等における記載）

第8条 発注者は、入札公告等に週休2日工事であることを明示するとともに、月単位の週休2日以上に取り組む旨を特記仕様書等に記載するものとする。

（工事着手前の確認手続）

第9条 受注者は、現場着手日までに、月単位の週休2日または完全週休2日を選択し、週休2日確認書（別記様式）を工事監督員に提出し、協議しなければならない。

（休工日に現場作業を行う場合の措置）

第10条 受注者は、休工日に現場作業を行うときはその理由、振替対応の有無および振替日を口頭により、事前に工事監督員に報告しなければならない。

（振替により休工日以外を休工とする場合の措置）

第11条 受注者は、前条の規定にかかわらず、振替により休工日以外を休工とするときはその理由を口頭により、事前に工事監督員に報告しなければならない。

（工事中標示板）

第12条 受注者は、工事中標示板に週休2日工事での月単位の週休2日または完全週休2日である旨を記載するものとする。

（実施状況の報告）

第13条 受注者は、出来形数量を提出するときおよび工事監督員が指定す

るときは、第9条の協議を経た週休2日確認書に休工日の実績を記載して工事監督員に提出するとともに、休工の実績が記載された工事日報の確認を受けなければならない。

(工事監督員の休日確保の取組み)

第14条 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日の作業が生じるような指示を行ってはならない。

(経費の補正)

第15条 土木工事標準積算基準による工事および建築積算基準による工事においては、経費の補正を行わない。

2 港湾請負工事積算基準による工事においては、当初設計で月単位の週休2日の場合の経費の補正を行い、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休を満たさないものは、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。この場合において、補正係数は次のとおりとする。

経費の区分	月単位の週休2日
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

3 前項の場合において、完全週休2日を満たしていると認められた場合であっても、変更は行わない。

(工事成績評定)

第16条 当該工事が工事成績評定の対象である場合、明らかに受注者に、週休2日に取り組む姿勢が見られなかったときは工事成績評定に反映する。

2 受注者が完全週休2日に取り組み、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日を満たしていると認められるときは工事成績評定に反映する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月11日から施行し、改正後の坂出市週休2日モデル工事実施要領の規定は、令和7年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は，令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に，坂出市工事請負等審査委員会により指定された工事については，なお従前の例による。